

令和 2 年 6 月 22 日現在

機関番号：13601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K18181

研究課題名(和文)「奴隷的拘束からの自由」の憲法上の意義に関する比較法的研究

研究課題名(英文)The Comparative Analysis of the Significance of a Freedom from Slavery.

研究代表者

小池 洋平(KOIKE, YOHEI)

信州大学・学術研究院総合人間科学系・助教

研究者番号：50779121

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本国憲法第18条が保障する「奴隷的拘束からの自由」の意義を、アメリカ合衆国憲法修正第13条の制定に至る議論を参照しながら、内在的かつ実証的に明らかにすることを目的とするものである。具体的には、本研究では、主にアンテベラム期の奴隷制擁護論を分析し、それを同時期の反奴隷制論と合わせ鏡とすることで、憲法によって奴隷制を廃止することの意義を検討した。

その結果、次のことが明らかになった。従来は奴隷制を憲法によって廃止することが身体的自由を保障するものと理解されてきたが、それに留まらず、「労働の成果の享受」といったより広範な領域における権利を保障するものであった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで日本国憲法第18条前段が保障する「奴隷的拘束からの自由」について、その文言上の由来とされる修正第13条の制定過程まで遡って分析する研究は行われてこなかった。そのため、「奴隷的拘束からの自由」が具体的に何を保障するのか、抽象的な理解に留まってきた。その意味で、本研究は、その自由の具体的な内容を示す点で、従来の解釈への再検討を求めるものである。

研究成果の概要(英文)：This research explored the substantial meanings of the 13th Amendment to the U.S. Constitution which abolished slavery. I examined pro-slavery discourses in 19th century of U.S., and analyzed some fundamental confrontations between pro-slavery and anti-slavery theories of those days. In consequence of this analysis, the constitutional abolition of slavery aimed at cutting off a physical bondage and breaking a paternalistic system. When we see these meanings of 13th Amendment, we can interpret Article 18 of Japanese Constitution more broadly.

研究分野：憲法学，比較憲法学

キーワード：奴隷的拘束からの自由 日本国憲法第18条 アメリカ合衆国憲法修正第13条

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究は、日本国憲法第 18 条が保障する「奴隷的拘束からの自由」の意義を、アメリカ合衆国憲法修正第 13 条の制定に至る議論を参照しながら、内在的かつ実証的に明らかにすることを目的とするものである。

なぜこのような研究が必要であったのか、その背景は次の通りである。これまで日本の憲法学では、日本国憲法第 18 条が保障する、いわゆる「奴隷的拘束からの自由」を「人権保障の基本とも言うべき」ものとして重要視してきた。また、日本国憲法第 18 条の「奴隷的拘束」の意味につき、「自由な人格と両立し得ない程度の身体的拘束の禁止」とする極めて抽象的な理解が一般的であった(たとえば芦部信喜〔高橋和之補訂〕『日本国憲法〔第 6 反〕』(岩波書店, 2015 年))。そのため、具体的にどのような拘束が行われれば「奴隷的拘束」に含まれるのかが不明瞭な状況であった。同時に、この一般的理解においては、身体に対する物理的拘束が無意識のうちに前提とされているが、そもそも身体的な拘束だけが奴隷的拘束を意味するののかも実証的に示されていた訳ではなかった。

このように、日本の憲法学では「奴隷的拘束からの自由」が「人権保障の基本」としつつも、その実質的な意義を十分に明らかにしてこなかった。その一方で、2009 年の入管法改正にとともに、技能実習制度が「現代的奴隷制」として問題視されてもいた。こういった状況を踏まえ、日本国憲法が保障する「奴隷的拘束からの自由」の意義を明らかにする必要があるとの着想に至った。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本国憲法第 18 条が保障する「奴隷的拘束からの自由」の意義を明らかにするための実証的な足掛かりとして、アメリカ南北戦争期の憲法史を検討することによって、アメリカ憲法史において「奴隷的拘束からの自由」がいかなる権利として形成されてきたのか明らかにすることにある。特に、日本国憲法第 18 条のルーツとされ、南北戦争後に成立した再建期修正として有名な、アメリカ合衆国憲法修正第 13 条の制定過程を検討し、「奴隷的拘束からの自由」が憲法上保障される意義を究明する。

3. 研究の方法

(1) 具体的な課題の設定

上記の研究目的を達成するために、本研究では次の具体的な課題を設定した。【課題 A】アンテ・ベラム期(南北戦争直前期)における奴隷制擁護論が、どのように奴隷制を法的に正当化していたのかを明らかにすること、【課題 B】当該奴隷制擁護論において黒人に対する劣等視が共通する正当化根拠となっていた可能性の検証、という 2 つの課題である。

これら 2 つの課題を設定した理由として、本研究に着手する前に申請者がアンテ・ベラム期の反奴隷制論に関する分析をすでに進めており、そこでは《人間を財産として扱うべきではない》ことと、《労働の成果を享受する権利の保障》という 2 つの共通要素が存在していたことを明らかにした。しかし、反奴隷制論に対抗する当時の理論が不明瞭であったため、依然としてこれら反奴隷制論の共通要素が当時の論争においていかなるインパクトを持ち得たのかも明確ではなかった。そのため、【課題 A】を具体的に検討する必要がある。

また、1857 年の Dred Scott v. Sandford 事件合衆国最高裁において、黒人を合衆国市民と見做すか否かが判断の一つの別れ目となっていた。すなわち、このことは、人種をメルクマールとして憲法上の権利保障システムから排除する何らかの要因が存在していた可能性を示唆している。そこで本研究では、当時の議論を踏まえて、黒人に対する劣等視がその要因ではないかという仮説を立て、【課題 B】を設定した。

(2) 研究対象の設定

本研究では上記の 2 つの課題に答えるために、アンテ・ベラム期の奴隷制擁護論者に関する二次文献の調査を行うこととした。本研究に着手する前の段階で一定程度の下調べが完了していたため、現代のアメリカ史研究において、南北戦争及び奴隷制に関する膨大な先行研究が存在することはすでに明らかであった。そのため、本研究の課題との関係で、法的な正当化を行った奴隷制擁護論者をまずは選定する必要がある。

そこで、本研究がまず注目したのが Thomas R. R. Cobb であった。Cobb に注目した理由は、彼が AN INQUIRY INTO THE LAW OF NEGRO SLAVERY IN THE UNITED STATES OF AMERICA (1857) (以下では単に「INQUIRY」と記す。)と題した奴隷法の体系書を執筆していたからである。もっとも、予備的な文献調査の結果、INQUIRY はあくまでも奴隷法の解説を主眼としたものであり、当時の奴隷主のイデオロギーが直接的に論じられてない可能性があった。

また、Cobb を奴隷制擁護論内部において相対的に位置づけるためにも、別の奴隷制擁護論者の言説を分析する必要性があった。そのため、本研究では先行研究に於いて奴隷制擁護論を体系的にイデオロギー化したと評される George Fitzhugh の言説——具体的には SOCIOLOGY FOR THE SOUTH, OR, THE FAILURE OF FREE SOCIETY (1854) 及び CANNIBALS ALL! OR, SLAVES WITHOUT MASTERS (1857) (以下ではそれぞれ単に「SOCIOLOGY」、「CANNIBALS」と記す。)——も研究対象として設定することにした。

4. 研究成果

(1) 研究課題に関する成果

【課題 A】に関する成果

課題 A は、アンテ・ベラム期における奴隷制擁護論が、どのように奴隷制を法的に正当化していたのかを明らかにすることである。この課題につき、次のことが明らかとなった。

まず、Cobb の奴隷法体系においては、純粋奴隷制と通常奴隷制とが区別される。前者は奴隷主が奴隷に対して絶対的な支配を及ぼすことを本質とするものであり、後者は奴隷に人間的な要素と財産的な要素の両方を認めることを本質とするものである。つまり、後者においては、人間であるが故に認められる権利が、財産としての要素により部分的に剥奪されるものである。この区別を前提として、彼は奴隷が自ら財産を所有する権利を否定する。なぜならば、そもそも奴隷自身が奴隷主の財産であるがゆえに、奴隷が得た財産も奴隷主に帰属するとされたからである。そのため、奴隷の労働の成果を奴隷主が享受することが正当化される。

また、Fitzhugh の奴隷制擁護論においても、アメリカの奴隷制は Cobb の言うところの通常奴隷制に位置づけられている。なぜならば、彼も奴隷主が自らの所有する奴隷を保護する義務を負うとしているからである。もっとも、彼の奴隷制擁護論では、個人の地位 (rank) や力 (power) の濃淡が存在する社会、すなわち自然的社会が原型としてまず構想される。そして、奴隷制はこの自然的社会における自然的な関係性を反映した制度として位置づけられていた。その上で、彼は黒人や女性など自由社会における競争に勝つことができないと考える人々を保護するものとして、奴隷制を正当化した。すなわち、彼にとっての奴隷制は保護のシステムであり、奴隷主が自らの奴隷の労働の成果を得ることが許されるのも、その保護に対する報酬の意味合いが込められていた。

【課題 B】に関する成果

課題 B は、当該奴隷制擁護論において黒人に対する劣等視が共通する正当化根拠となっていた可能性を検証することである。この点については、すでに課題 A に関する分析においても明らかであったように、Cobb と Fitzhugh の奴隷制擁護論では黒人に対する劣等視が当然のように含まれている。特に後者の家父長制的な奴隷制擁護論においては、能力が劣っているとされる者が保護の対象となるため、彼にとってそのような存在であった女性や子どもも、奴隷に類似した存在であると位置づけられていた。もっとも、少なくとも、子どもについては成長に伴いこのような関係性からは抜け出すとされる。このような見方からすれば、ある意味では、黒人であるというだけで、永遠に子ども扱いをされることになる。すなわち、奴隷制擁護論は、将来における黒人の自律の可能性を否定することによって、奴隷制が奴隷の保護役割を果たすとして正当化していたのであった。

本研究全体の成果

本研究における上記の成果を踏まえると、反奴隷制論との対立は次のように理解することができる。《人間を財産として扱うべきではない》とする反奴隷制論の主張は、まずは、奴隷制擁護論が前提とする人間観 (人間と財産の両方の要素を併せ持つとする人間観) から、財産としての要素を除去することを求めるものである。また、それにとどまらず、この主張は《労働の成果を享受する権利の保障》の前提ともなるものでもあった。奴隷から財産の要素を除去することによって、奴隷が奴隷主の財産であるがゆえに奴隷には財産権の享受が認められないとする Cobb の奴隷制擁護論を無力化することができるからである。

さらに、《労働の成果を享受する権利の保障》を求める反奴隷制論の主張は、奴隷主による保護の必要性という奴隷制擁護論の根拠を否定し、奴隷がその保護を断ち切り、自律のための機会を確保するものであったと捉えることができる。

これらのことから、修正第 13 条は、単に身体的自由を剥奪するものとしての奴隷制だけではなく、保護の代償として経済的に従属することを強いる制度をもその射程に収めるものであった。

(2) 研究成果のインパクトと今後の展望

以上の研究成果は、これまで抽象的な理解に留まってきた「奴隷的拘束からの自由」の通説的な理解に対して異なる解釈の可能性を示すものである。

特に、通説的な理解が身体的な拘束に着目していた点については、本研究の成果を踏まえると、「奴隷的拘束からの自由」の意義を身体的側面に限定する必要性が無くなる。むしろ、身体的側面にとどまらず、「奴隷的拘束からの自由」の意義が「労働成果の享受」という経済的側面にも拡大可能であることが本研究によって示された。そして、このことは、現代社会における労働問題についても「奴隷的拘束からの自由」の射程が及ぶ可能性を示唆している。もっとも、本研究は 19 世紀中頃のアメリカの奴隷制論争を対象としたものであるため、現代日本と直接結びつけることは困難である。そのため、19 世紀中頃から現代日本を架橋するための理論研究を今後の課題としたい。

なお、本研究の成果については、現在、2 本の論説を投稿中である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 小池洋平
2. 発表標題 再建期アメリカにおける解放奴隷の法的地位
3. 学会等名 2018年度北東北公法研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 小池洋平
2. 発表標題 奴隷ほど幸せな人間はいない? : George Fitzhughの奴隷制擁護論の紹介
3. 学会等名 熊本公法研究会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考